

## 地理学連携機構要綱

### 1 名称

本組織を地理学連携機構（以下「機構」という）と称する。英文名は **Japan Organization of Geographical Sciences (JOGS)** とする。

### 2 目的

「機構」は、自然地理学・人文地理学・経済地理学など地理学の諸分野、地理空間情報科学、地域科学、環境科学、地図学など地理学を含む関連諸科学、およびそれらに隣接する諸科学ならびにそれらの教育にかかわる学協会で、「機構」の趣旨に賛同するものを組織し、相互に連携を深め学術の発展をはかるとともに、日本学術会議など学術関連団体や、広く行政、マスコミ、社会に向けて積極的に発言を行い、また国際交流を推進するための窓口として機能することを目的とする。

### 3 構成

「機構」は、成立した段階で地理関連学会連合（以下「連合」という）ないし人文・経済地理及び地域教育関連学会連携協議会（以下「協議会」という）に加入（「連合」の場合加入とは賛同学会を含むものとする）している学協会から構成される。ただし「機構」が成立して以後加入しようとする学協会は、「連合」ないし「協議会」のどちらか、あるいは両方に加入しているものとする。加入に際しては、それぞれの組織の規約に従うものとする。

### 4 事業

「機構」は、上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 「連合」および「協議会」に共通する諸課題についての検討や提言などの広報活動。
- (2) 日本学術会議の地理学に関連する委員会、分科会等の活動の支援。
- (3) 加入している学協会が連携して行う地理学の国際交流に関する活動の支援。
- (4) 「機構」としてのウェブページおよびメーリングリストの開設・運用。
- (5) その他、地理学に関連して幹事会が必要と認めた事業。

### 5 幹事会・役員

「機構」を円滑に運営するために幹事会と役員（代表および副代表）を置く。幹事会は、「機構」の事業全般の企画・運営にあたる。役員は「機構」を代表し、機構の活動を統括する。

#### (1) 幹事会

役員および「連合」と「協議会」の議長・副議長で幹事会を構成する。任期は両組織によって定められた期間とする。議長・副議長の推薦により、必要に応じて若干名の幹事をおくことができる。その場合の任期は、原則として2年とする。

## (2) 代表および副代表

「連合」と「協議会」の議長の協議により、代表 1 名と副代表 1 名を指名する。代表と副代表には、日本学術会議会員が就くことが望ましい。任期は、原則として 3 年とする。

## 6 総会

「機構」の意思決定機関として、加入するすべての学協会の代表から構成される総会をおくが、「機構」は「連合」と「協議会」の連携によって運営される組織であるため、通常は独自の総会を開催することをせず、「連合」と「協議会」の総会を合同で開催することにより、「機構」の総会とみなす。ただし、幹事会が必要と認めたときは、「機構」としての総会を開催することができる。

## 7 運営

「機構」の運営に当たって、幹事会は、「連合」と「協議会」および両組織に加入する学協会の意向を尊重し、それらの意思決定の方式に従う。ただし上記の事業の(1)より(3)について緊急を要する事態のために早急な対応が必要な場合は、幹事会の判断により実施することができるものとする。

## 8 費用および事務局

「機構」としての会費を徴収することはしないが、「機構」の活動にかかわる費用は、必要に応じて、加入する学協会が負担するものとする。分担する金額等は、随時、幹事会が定める。「機構」の事務局は、幹事の所属する学協会事務局のなかから、当該学協会の了解を得て適宜定めるものとする。

## 9 解散

「機構」は、「連合」または「協議会」の双方または一方の求めがある場合、解散するものとする。

本要綱制定：2009 年 3 月 27 日

改正：2015 年 3 月 27 日総会で承認